

令和7年9月22日

保護者の皆様

尼崎市立尼崎双星高等学校長

本校への自動車乗り入れの禁止について（お願い）

日頃は本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、本校では従来より保護者の皆様の自動車の校地内乗り入れについては原則禁止としてきました。本校は1千人以上の生徒が在籍する大規模校であるにもかかわらず、敷地、駐車スペース等に限りががあるため、自動車の自由な乗り入れにより、生徒との接触事故の危険性や緊急車両通行時の妨げになる恐れが高まるためです。また、休日においても、部活動等における他校からの引率教員や移動用バス等の駐車場所を確保する必要もあります。

そこで、保護者の皆様の自動車乗り入れについて、改めて次のとおりお示ししますので、ご確認いただき、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 自動車の校地乗り入れ・駐車は控えてください。
- 2 学校行事、保護者面談（緊急のものを除く）、部活動の観戦等で来校される際には、近隣のコインパーキング、時間貸し駐車場をご利用ください。
- 3 例外として、校地内への車両の乗り入れを認める事由としては以下のとおりとします。
 - (1) 生徒のケガや病気に対応する場合（生徒の送迎等）
 - (2) 特別な事情のある生徒で、安全面から送迎が必要な場合
 - (3) 大きな荷物の搬入等がある場合（なるべく短時間で行ってください）
 - (4) 急な来校を学校から求められた場合
 - (5) その他、学校が乗り入れを適当と判断した場合（担任・部活動顧問にご相談ください）